

《令和8年度座間市インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の予防接種のご案内》

対象者 接種日当日に座間市に住民登録があり、

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳から64歳までで、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害で、身体障害者手帳の1級に該当する方

接種期間 インフルエンザ：9月18日から12月末日

新型コロナウイルス感染症：10月から1月末日

※ワクチンの準備状況などにより変更する場合があります。

接種時自己負担金と持ち物

負担金	インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症
	1, 700円	5, 000円
負担金の免除	次の方は、負担金が免除（0円）となります。※接種を受ける前に医療機関にお申し出ください。 1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方	
持ち物	・マイナンバーカード（マイナ保険証）または資格確認証 ・負担金の免除を受ける方は、次のいずれか。 ①生活保護受給者証 ②中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給決定の本人確認証 ※「中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」による支援給付を受けている方	

予防接種を受ける前に

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けることは、義務ではありません。あくまでも本人が希望する場合に限ります。接種の必要性や副反応などをよく理解した上で接種を受けてください。

本人の意思確認ができない場合は、接種を受けることはできません。気になることや分からないことがありましたら、接種を受ける前に医師や担当課へご相談ください。

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の予防接種は、医師が特に必要と認めた場合に同時に接種することができます。

次の方は予防接種を受けることができません

- ① 明らかな発熱を呈している方
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ④ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

次の方は接種前に医師にご相談ください

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方
- ② 過去にけいれんの既往のある方
- ③ 過去に免疫不全の診断がなされている方および近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方
- ⑤ インフルエンザの予防接種は、成分または鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーを呈するおそれのある方
- ⑥ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方

予防接種の副反応

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。接種を受けた後 30 分間は急な副反応が起こることがあるので、医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。

インフルエンザ予防接種の副反応

【一般的な副反応】

過敏症：まれに接種直後から数日中に、発疹・じんましん・紅斑・そう痒感等があらわれることがあります。

全身症状：発熱・悪寒・頭痛・倦怠感などを認めることがありますが、通常 2 ～ 3 日中に消失します。

局所症状：発赤・腫脹・疼痛等を認めることがありますが、通常 2 ～ 3 日中に消失します。

【重大な副反応】

まれにショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、赤み（発赤）、掻痒感（かゆみ）、呼吸困難等）があらわれることがあります。ショック、アナフィラキシー様症状は、ワクチンに対するアレルギー反応で接種後、比較的すぐに起こることが多いことから、接種後 30 分間は接種した医療機関内で安静にしてください。また、帰宅後に異常が認められた場合には、速やかに医師に連絡してください。

新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応 ※使用するワクチンは医療機関にお問い合わせください。

【一般的な副反応】

主な副反応として、注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み等がみられることがあります。

【重大な副反応】

頻度は不明ですが、mRNA ワクチンについては、ショック、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎、組換えタンパクワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

予防接種健康被害救済制度

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。定期接種の副反応による健康被害が生じ、国が因果関係を認めた場合には、予防接種法に基づく救済が受けられます。

問い合わせ先

座間市 健康部 健康医療課電話 046-252-7995 FAX 046-255-3550